

都市のリスクマネジメント

第188回

自治体における情報セキュリティの現状と将来像

合同会社KUコンサルティング代表社員、電子自治体エバン杰リスト

高橋邦夫

これまで市役所における情報セキュリティ対策の現状と課題を中心に話してきたが、5回目となる本コーナーへの寄稿では、直近の国の動きを説明しつつ、市役所のリスクマネジメントにおいて「情報セキュリティ」がどうあるべきかを考察してみたい。

地方自治法改正の影響

市役所における情報セキュリティに関わる国の動向の中でも最も影響の大きなものは、令和6年の通常国会で成立した改正地方自治法の改正内容である。それまでの地方自治法には情報システムの規定は存在しておらず、総務省は「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以後ガイドラインという）」などで情報セキュリティに関する通知を発出してきたが、それらは「技術的助言」であり、従うかどうかの判断は各自治体に委ねられていた。

また総務省では、昨今のサイバー攻撃の多様化やDX推進を背景に、自治体の実情に即しニーズをくみ取った実効性のあるガイドライン改定を行ってきたが、ガイドラインに記載されている対策の中には重要な事項でも実施率が低い項目があるとの指摘があることから、対策状況を把握・確認するための調査を実施し、自治体が講ずべき措置について細目化し、セキュリティ対策の基盤を提供するな

ど義務が生じるとともに、総務大臣には、方針の策定などについて指針を示すことが明記された。法の施行日である令和8年4月1日に向けて、全ての地方公共団体で方針が策定されるよう、既に総務大臣指針が発出されている。

デジタル庁の検討会報告と実証事業

現時点ではほぼ全ての市役所において情報セキュリティポリシーが策定されており、首長部局においては必要な措置が講じられていると考えてよいが、全ての地方公共団体との定義には一部事務組合や広域連合なども含まれており、多くの市役所で所管の関連団体のフォローを行っていると聞いている。

またデジタル庁においては今般、地方自治体のネットワーク構成の最適化・効率化を図るために実証事業を進めている。

令和6年5月に当時のデジタル大臣が記者会見の席で、現在全ての自治体が対策を講じている3層分離について「やめるのは当然のことだ」と発言した背景となつた「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会」報告書には、「2030年ごろを想定した国や自治体のネットワーク環境の在り方に関し、自治体職員が1人1台の端末で柔軟に働ける環境を目指す」とある。

報告書では今後高度化するサイバー攻撃や大規模災害に備えたセキュリティの強化と利便性の向上を両立させる必要があると強調。LGWAN（総合行政ネットワーク）の次期更



Risk Management

新が想定される2030年を見据え、目指すべき姿として、職員が原則1人1台の端末でさまざまな業務に当たり、テレワークを含めて柔軟に働く環境の構築を提唱している。さらには、実現に向けて「あらゆるアクセスを信頼せず厳密な認証を求める『ゼロトラストアーキテクチャ』の考え方」に基づき、端末側のセキュリティを強化するよう提言。デジタル庁がゼロトラストの発想で各省庁や出先機関向けに整備、提供しているGSS（ガバメントソリューションサービス）と呼ばれるネットワークサービスを自治体でも活用できるよう、基盤の共用化を求めた。

報告書に将来像として示された「国民・住民に、国・地方の行政サービスを、柔軟かつセキュア、安定的に提供すること」「国・地方のネットワーク基盤の共用化によりネットワークの効率性が向上すること」「国・地方の職員が、セキュリティを確保しつつ、1人1台のPCで効率的に業務ができ、テレワーク等の柔軟な働き方が可能になること」の実現に向けて、

①国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化
②地方のネットワーク上のシステムへのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入

それについて、実現性や導入効果の確認、課題や考慮点を抽出するための実証事業が、①で3件（7団体）、②が4件（18団体）で行われている。

実証事業では令和8年3月末に成果を報告することとなっていることから、総務省で行わる令和8年度のガイドライン改定検討会から、デジタル庁が実施した実証事業の結果を踏まえた検討が進むものと考える。今後も市役所のネットワークと情報セキュリティに関する指針・方針が次々と発出されることが予想される。

情報セキュリティの将来像とリスクマネジメント

市役所が直面するリスクは、自然災害、事

故、業務の不正、情報漏えい、サイバー攻撃など多岐にわたる。これらのリスクに対しても、予防的かつ迅速な対応ができる体制を整備することが重要である。リスクマネジメントは、リスクの特定、評価、対策の実施、そして継続的な監視・改善のサイクルを構築することで、組織の健全性を維持するといわれている。近年、情報化社会の進展に伴い、市役所は、さまざまなりスクに直面している。特にサイバー攻撃や個人情報漏えいなど、情報セキュリティの脅威が高まる中、自治体のガバナンス強化と危機管理体制の整備が一層求められることがから昨年地方自治法が改正されると考える。

これらのことから、総務省においてもリスクマネジメントの手法を用いてガイドライン改定に当たっており、市役所においてもリスクマネジメントと情報セキュリティは、組織

筆者プロフィール

高橋邦夫 (たかはしづくにお)

1963年東京都豊島区生まれ。埼玉大学教育学部卒業。豊島区情報管理課長、税務課長、最高情報セキュリティ統括責任者(CISO)を経て2018年3月退職。合同会社KUコンサルティング設立。総務省地域情報化アドバイザー、総務省テレワークマネージャー、文部科学省学校DX戦略アドバイザー、J-LIS地方支援アドバイザーなど、これまでに全国250を超える地方自治体の支援を行ってきた。文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」改定検討会座長、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会」委員などを歴任。2015年「情報化促進貢献個人等表彰」、2022年「情報通信月間記念式典」において総務大臣表彰受賞。2024年情報セキュリティ大学院大学より「情報セキュリティ文化賞」受賞。著書に『DXで変える・変わるべき組織の新しい仕事の仕方』『全体最適の視点で効率を上げる自治体DXの進め方』など

の持続的な発展と市民の安全・安心を守るためにの土台としなければならない。昨年改正された地方自治法の内容を十分に理解し、総務大臣指針に基づいた戦略的かつ具体的な対策を講じることが、今後の自治体運営に不可欠となるであろう。

全職員が一丸となつてリスク管理と情報セキュリティの向上に取り組むことが、信頼される市役所づくりにつながることから、経営層の方々には情報セキュリティの重要性を理解し、組織全体にその意識を浸透させる役割を担っていただきたい。